

## I-1 景観計画策定の背景

中標津町は武佐岳をはじめとした知床連山の山並み、酪農風景、格子状防風林などの良好な景観資源が豊富であり、コンパクトな市街地が形成されている町です。

### 背景1 独自条例をもとに、北海道内でも先進的に景観の取り組みを行ってきました

開陽台から望む酪農景観を最初に評価したのは、昭和 38 年の展望台の開設でした。この時初めて生産の現場を町民や来訪者に誇るべき資源として位置づけたといえます。

平成 3 年に開陽台のリゾート開発計画が持ち上がり、開陽台の景観と自然環境を守るために住民運動が起こりました。同年には、広大な起伏の続く大地に整然と配置された格子状防風林が評価され、農村景観百選にも入選しました。

こうした経緯を契機に中標津町の景観検討委員会による検討を重ね、平成 6 年に「中標津町景観形成ガイドプラン」と「中標津町まちづくりガイドプラン」を策定、平成 9 年に「中標津町景観条例（旧条例）」を施行し、平成 13 年には「中標津町都市計画マスタープラン」と「中標津町農村環境計画」を策定してきました。このように町全域のまちづくりをバランス良く進めるため、市街地と農業地域の計画を同時に策定してきたことも中標津町の大きな特徴です。

平成 13 年は、隣接する 3 町と連名で第 1 回北海道遺産に格子状防風林を推薦し、認定された年でもありました。

特にこの約 10 年の間に、良好な景観を守り、つくり、育てるという条例の基本理念のもと、さまざまな施策を実施し、町内の景観の質を向上させる地道な取り組みを積み重ねました。

平成 17 年に開陽台周辺地区を景観形成重点区域に指定したことは、公共の土地と複数の民間の土地にまたがる一帯をひとつの景観として理解した、画期的な指定でもあります。さらに、国道 272 号バイパス沿いの景観形成基準（平成 18 年 1 月）などの基準を策定するなど、北海道内でも景観形成の先駆けといえる取り組みを行ってきました。

中標津町の歴史を紐解き、今日のまちづくりに結びつける取り組みも継続しています。平成 16 年には、地域資源景観調査と文化的景観保存活用事業に並行して取り組みました。後者の事業は、初めて景観と地域づくり・まちづくりを結びつける試みでした。その後も「地図で見る中標津の景観 ～物語で読む中標津の景観～」といった文化的景観の調査を基にしたパンフレット（平成 21 年）、教育委員会で編さんした小学 3、4 年生を対象とした社会科副読本「私たちの町 中標津」（平成 23 年）、酪農景観の担い手と開拓に携わった計画者に着目し、今日の景観を生み出した背景を酪農文化と位置づけた「中標津開拓の歴史」（平成 23 年）など、研究と啓発も継続してきた背景があります。

## 背景2 町民を中心とした活動団体による取り組みが増え、多様化しました

平成3年に始まった開陽台の景観を守る活動は、その後、中標津町民の景観に対する関心の高まりへと発展しました。旧条例では景観形成を図ることを目的とした団体を、「景観形成団体<sup>※1</sup>」として中標津町(行政)が認定できるものと決めました。「景観形成団体」を認定する制度は景観に対する取り組みを進めることにつながり、多くの活動団体の設立へ向かいました。中標津町内の自然を観察する活動、観光客に酪農景観をガイドする活動、歴史的建造物を保存活用する活動、中標津町を含む根室管内の各町と大都市の交流を図る活動、町内の景観を写真に収めて情報発信する活動、開拓当初の農業を体験する活動、ロングトレイルを整備し歩く活動、その他多くの景観に価値を見いだす活動などが展開されています。これらの取り組みの多くが、世代交代をし、絶えることなく継続していることも、中標津町の特徴です。また町内会による地域の維持管理に加え、河川の清掃、沿道緑化といった日常の生活環境の魅力を高める取り組みや、学校の課外活動も充実しています。こうした景観に価値を見いだす活動や取り組みを行う団体はいずれも、今日でいう「景観活動団体<sup>※2</sup>」です。

「景観活動団体(景観に価値を見いだす活動団体)」の協働の場づくりは、文化的景観保存活用事業(平成17年)の中で、景観活動団体による調査資料と研究成果の提供を受けたことが、その第一歩となりました。後に、景観活動団体と中標津町の協働によるまちづくりを進める実行委員会において「中標津まちづくり交流広場」が開催されました。また中標津町(行政)が主体となり様々な協働のあり方や取り組みを行う「中標津まちづくり町民会議」、さらに、中標津町自治基本条例の制定(平成24年)を経て、協働の意識を「景観活動団体」と、広く、強く共有しました。

旧条例には、町民等(町民と事業者)、団体、事業者、行政の景観形成に対する役割について記載があることを背景に、町内会を含むさまざまな「景観活動団体」や中標津町が認定する「景観形成団体」などが交流をし、志をひとつにすることを目的とした取り組みが、平成27年から始まっています。

## 背景3 景観法の制定など中標津町の美しい景観の魅力をさらに高められる環境になりました

高度経済成長期以降の乱開発に対抗する手段として、全国の自治体は独自の景観施策に取り組んできました。地方自治体の長きにわたる努力の末、21世紀に入った平成16年に、国の「景観法」が総合的な法律として制定されました。それ以降、景観が地域の活力、地域づくりに欠かせないという認識のもと、全国でも様々な取り組みが行われてきています。

旧条例では、町民、事業者、行政の景観形成に対する役割についても記載していますが、具体的な取り組みについては十分といえる状況ではありませんでした。しかし、第6期中標津町総合発展計画が策定された今日、背景1と背景2が融合した、次のステップに踏み出す条件が整いました。

### ※1 景観形成団体

景観形成(中標津の風土に調和した良好な景観を守り、つくり、育てることを目的とした団体を、中標津町景観条例(旧条例)に基づき中標津町(行政)が認定した活動団体を指します。現在まで、「中標津コスモスの里3300の会」「ラブ・リバーC.L.L 標津川&タワラマップ川の会」の2団体が認定されています。

### ※2 景観活動団体

中標津町を中心に、自然観察や農村景観ガイド、歴史的建造物の保存活用、景観を被写体とした写真撮影、ロングトレイル等の整備や体験など“景観に価値を見いだす”活動を行う既存の活動団体を指します。新規に設立される団体も“景観に価値を見いだす”活動内容であれば景観活動団体に含まれます。

## I-2 景観計画策定の目的

中標津町は先駆的に景観形成に取り組んできましたが、近年では景観に対する理解の深まりと解釈の多様化、制度制定など、景観を取り巻く情勢に変化がみられます。こうした社会情勢も踏まえて「中標津町景観計画」を策定します。本計画の策定にあたっては、町民との協働により実効可能な計画となるよう、以下の3点に留意しました。

- ・平成9年1月に施行された中標津町景観条例（旧条例）の基本理念を継承することに留意します。
- ・町民、景観形成団体や景観活動団体が、事業者や行政との協働を通して景観に取り組みやすいよう、体制を見直すことに留意します。
- ・景観形成を協働の現場として、すぐに取り組むことのできる道すじを生み出すことに留意します。

以上の留意点を勘案しつつ、今後の継続的な取り組みの実行につなげていくため、以下を中標津町景観計画策定の目的とします。

**「まちへの誇りや愛着を持てる“ふるさとなかしべつ”」と「町民がいきいきと住み続けられる持続可能なまち」を目指し、まちの財産である中標津町の景観を後世へ引き継いでいきます。**

### 参考：中標津町景観条例（平成8年7月1日条例第12号）前文

わたしたちのふるさと中標津は、豊かな自然と四季の変化に恵まれ、大規模な酪農経営と活発な都市活動が展開される緑豊かなまちである。

知床連山の山並みを背に、牧草地と防風林帯が織りなす緑の大格子が一面に広がり、遙かかなたには、丸い地球を実感できる緑の地平線を望むことができる。こうした中標津の景観は、先人たちの開拓の歴史とわたしたちの日々の営みを映し出すものであり、取り扱いによっては失われてしまう貴重な財産である。

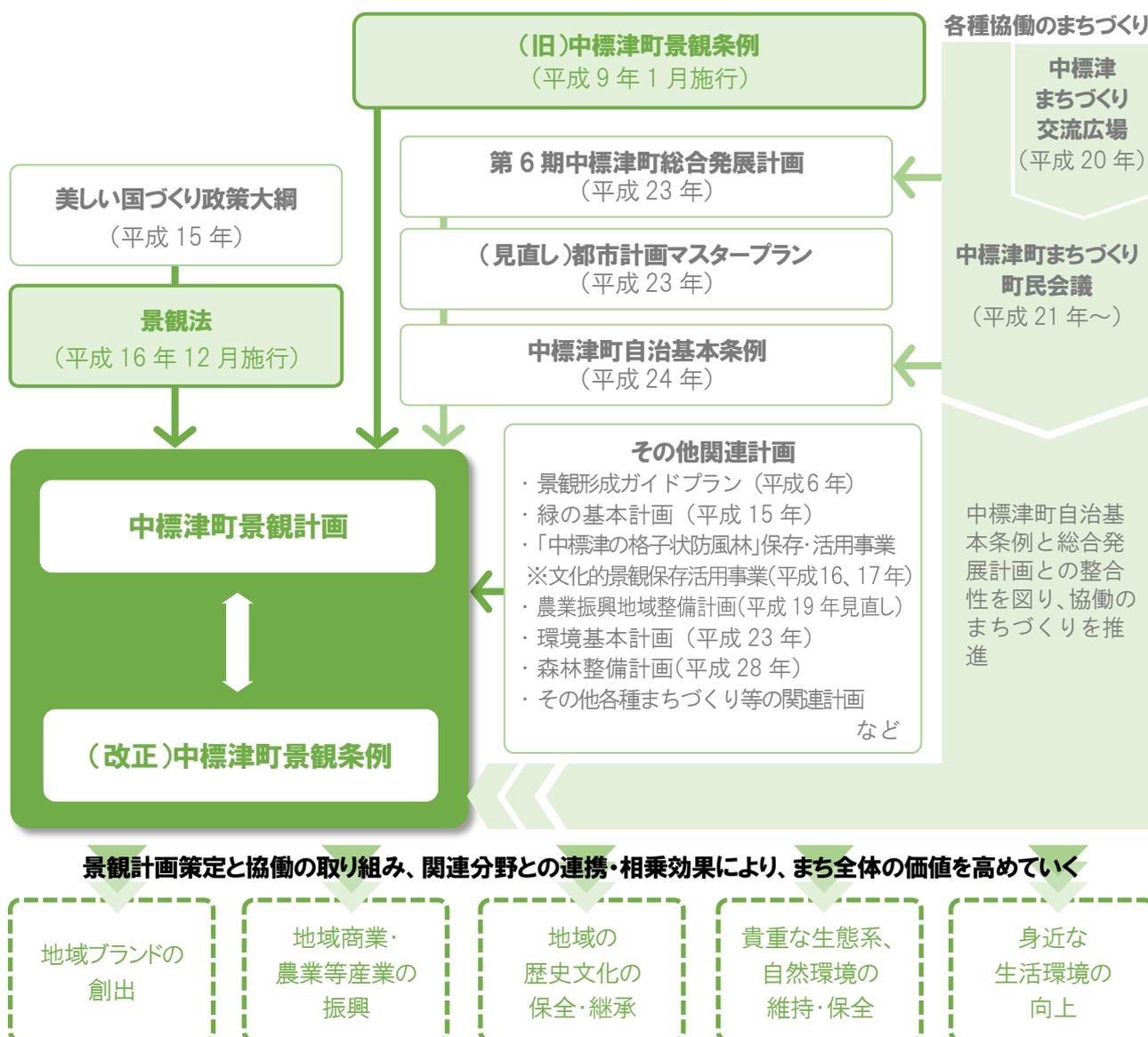
わたしたち町民は、中標津が自然と共生し、心豊かで誇りを持って生活できる、そして訪れる人にも心地よいまちでありたいと願っている。

ここにわたしたち町民は、まちに誇りと愛着を持ち、自然を守り、うるおいのある生活空間をつくり、豊かな緑と健やかな心を育て、もって中標津の風土に調和した良好な景観を形成し、次代に引き継ぐことを決意し、この条例を制定する。

### I-3 景観計画及び景観条例の位置づけ

「中標津町景観計画」は、景観法（平成16年法律第110号）第8条に基づく景観計画であり、平成9年1月に施行された旧条例も、景観計画に基づいた景観条例に改正しました。また、中標津町の最上位計画である「第6期中標津町総合発展計画」にも位置づけられる景観計画として、都市計画マスタープランや各種計画等と連動・調整する役割を担います。さらに、町民、事業者、行政が“協働”で進めてきたまちづくりの取り組みを前提に、地域の特性を活かした魅力ある景観形成と自然と調和した美しい景観形成を推進していきます。

農業や商業活動等の地域の生業や、開拓の歴史等を含め、景観は中標津町の貴重な財産です。景観資源を多くの町民と共有すること、本計画を中心に協働の取り組みを広げていくことで、さまざまな関連分野との連携・相乗効果が生まれ、まち全体の価値を高めていくことができます。



景観計画及び景観条例の位置づけと可能性